

議案第32号

北名古屋市議会基本条例の一部改正について

北名古屋市議会基本条例（平成19年北名古屋市条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年3月22日提出

提出者	北名古屋市議会議員	永津正和
	同上	まみや文枝
	同上	上野雅美
	同上	渡邊麻衣子
	同上	小村貴司
賛成者	北名古屋市議会議員	熊澤真澄
	同上	清水晃治
	同上	さいとう裕美
	同上	伊藤大輔
	同上	川淵康宏
	同上	ひろた幸治

提案理由

この案を提出するのは、議会を取り巻く社会情勢の変化に対応し、議会の機能強化を図るとともに、更なる議会改革を推進するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会基本条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会基本条例（平成19年北名古屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 市民と市議会の関係（第5条・第6条）
第4章 市議会と行政の関係（第7条―第9条）
第5章 自由討議の保証（第10条）
第6章 委員会の活動（第11条）
第7章 政務活動費（第12条）
第8章 市議会及び議会事務局の体制整備（第13条―第15条）
第9章 議員の政治倫理（第16条）
第10章 災害時の対応（第17条）
第11章 市議会運営の最高規範性で見直し手続（第18条・第19条）」を

「第3章 市議会と市民の関係（第5条・第6条）
第4章 市議会と市長等の関係（第7条―第9条）
第5章 議会の機能強化（第10条―第14条）
第6章 政務活動費（第15条）
第7章 議員の政治倫理（第16条）
第8章 災害時の対応（第17条）
第9章 最高規範性で見直し手続（第18条・第19条）」に

改める。

前文中「北名古屋市議会（以下「市議会」という。）」を「地方議会」に、「市長」を「首長」に、「憲法」を「日本国憲法」に、「市議会」を「北名古屋市議会（以下「市議会」という。）」に、「であり、市民の福祉実現」を「として、市民福祉の向上」に改め、「本条例は」の次に「、議員間の自由な討議の展開や議員の自己研鑽と資質の向上を図るとともに」を加え、「・独自性」を削り、「、市民参加を推進する」を「づくりを推進し、情報の共有と説明責任を果たしながら、市民の積極的な参加を求めていく」に改め

る。

第1条中「市議会の運営」を「市議会」に、「に係る基本事項を定め、市民の声を反映し、親しまれる開かれた市議会を実現する」を「の活動原則等を明らかにするとともに、市議会に関する基本事項を定めることにより、議会の機能を強化し、市議会が市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上に寄与する」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「行い、議会の改革に継続的に取り組むこと」を「行うこと」に改め、同条第1号中「・独自性」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「用いた説明に努めること」を「用い、説明責任を果たすこと」に改め、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 市民の負託に応える市議会の在り方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

第2条中第5号から第7号までを削る。

第3条第1号中「討論」を「討議」に改める。

第4条の見出しを「(会派制)」に改め、同条第1項中「を行う」を「に資する」に、「同一理念」を「理念及び政策」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

(1) 議員の活動を支援すること。

(2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。

(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 市議会と市民の関係

第5条第1項中「発信し」の次に「、情報の共有を推進するとともに」を加え、「果たさなければならない」を「果たすものとする」に改め、同条

第2項中「常任委員会、特別委員会等」を「委員会」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「設け、議員の政策立案及び提案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図る」を「設けるよう努める」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条を次のように改める。

(広報広聴機能の充実)

第6条 市議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の意見を市議会活動に反映するものとする。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 市議会と市長等の関係

第7条各号列記以外の部分中「緊張関係の保持に努めなければならない」を「行政の評価及び監視する立場であることを自覚することに努めるものとする」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 本会議及び委員会において議員の質問又は質疑に対し答弁をする者は、論点を明確にする目的で、議長又は委員長の許可を得て、反問することができるものとする。

第7条第3号を削る。

第8条の見出しを「(政策形成過程の説明)」に改め、同条各号列記以外の部分中「まちづくりの基本方針並びに市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策及び事業について」を「市長等が提案する重要な政策、計画、事業等について、議会審議における論点情報を整理し、審議の充実を図るため」に改め、「、その政策形成過程等を明らかにするため」を削り、「事項について」を「事項の」に、「求めることができる」を「行うよう求めるものとする」に改める。

第9条中「求めることができる」を「市長等に求めるものとする」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 議会の機能強化

第10条の見出し中「討論」を「自由討議」に改め、同条中「議員相互間」を「議員間」に、「運営しなければならない」を「運営するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市議会は、議案の審議及び審査においては、議員間の議論を尽くすものとする。

「第6章 委員会の活動」を削る。

第11条中「努めなければならない」を「努めるものとする」に改め、同条に次の2項を加える。

2 委員会は、市議会における政策立案及び提案を積極的に行うものとする。

3 委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、学識経験を有する者等の専門的知見を反映し、議案審査等の充実、政策立案及び評価機能の強化に努めるものとする。

「第7章 政務活動費」を削る。

第12条を次のように改める。

(議会改革)

第12条 市議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して継続的な議会の改革に取り組むものとする。

2 市議会は、前項に基づく議会改革に取り組むため、全議員で構成する議会改革推進協議会を設置する。

3 市議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを前項に規定する議会改革推進協議会において検討するものとする。

「第8章 市議会及び議会事務局の体制整備」を削る。

第13条第1項中「を図るため、議員研修会の充実強化を図る」を「による市議会の機能強化を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする」に改め、同条第2項を削る。

第14条を次のように改める。

(議会事務局の体制整備)

第14条 市議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執務能力の充実に

努めるものとする。

第14条の次に次の章名を付する。

第6章 政務活動費

第15条を次のように改める。

(政務活動費の執行)

第15条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査研究その他の活動に資するため交付されるものであり、北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年北名古屋市条例第1号）に基づき適正に執行するものとする。

2 政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、議長は、その使途及び結果の報告を公表するものとする。

第9章を第7章とする。

第16条中「議員は」の次に「、市民の代表者として高い倫理義務が課せられていることを深く自覚し、議員としての品位を保持するため」を加え、「遵守しなければならない」を「遵守するものとする」に改める。

第10章を第8章とする。

第11章を第9章とする。

第18条の見出し中「市議会運営の」を削り、同条第1項中「主旨」を「趣旨」に改め、同条第2項中「一般選挙」を「選挙」に、「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。

第19条を次のように改める。

(見直し手続)

第19条 市議会は、第12条第3項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。